

を張りつけておられたんですよ。これもやはりちゃんと継続して取り組んでおられるなと思ってうれしくなったんですが、今度北中さんのお話をお聞きして、これは本当に我々もうかうかしてられないなと。皆さんよく頑張ってるんだなということをつくづくわかりまして、非常にうれしく思います。

そういった皆さんの動きにこたえるように、我々も頑張らなければいけないというふうに思っております。

大沼 久委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 最後に申し上げまして質問を終わりますけれども、この少年議会で、私も傍聴させていただきましてけれども、非常に貴重な意見、質問が出されておりましたね。答弁する方で何か少し抽象的で文言的な表現に終始した感はありましたけれども、でもですね、こういったことを具現化していくという保護者の皆さんもすばらしいし、この取り組みの輪が長井市内全域に広がってまいりますことをご期待申し上げますし、市長の指導力を十分発揮して、この長井線はどんなことがあっても存続していくんだという気構えでいろんな取り組みを拡大して行ってほしいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

大沼 久委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 通告3点しておりますけれども、2点については一般質問でお聞きしておりましたが、いずれ4点も通告していたので再質問の時間などが少なくなったものですから、もう少し詳しく聞かせていただいた方がそれぞれのところいいんじゃないかなというふうに思いましたので通告いたしました。

最初に、東山事業用地購入費の執行は、長井市、土地開発公社、長井市議会所管委員会などの関係者の現場の状況確認後にすべきだということでもありますけれども、先に財政課長にお聞

かせ願いたいと思うんですけども、一般質問でも言ったようにやはり塩漬けになっている用地ですから、これはやはりできるだけ早く処理をしなければならないと、こういうふうに私も思います。

と思いますが、この前私質問した中では、土地を購入したときには帳簿でその面積を確認していると。その中から今度県の方に売ったところ、県の方としては買ったところですね、は今度実測して買ってもらっているということなので、いわゆる図面に登記簿謄本から写した面積と残地面積が合わないと。合わなくて当たり前なんだというような答えだったんですが、私はそこはちょっと違うんじゃないかと思うんですね。

帳簿上買ったものを、例えば、切りのいい数字にした方がいいと思いますね、帳簿上1,000平米買ったとしますね。まず土地開発公社さんが買ったと。その上で、市で一たん保有をして県の方に買ってもらった。そこは今度実測したので、実測したところ約5分の1買ったとしましょうね。200平米買っていただいたと。これは実測しましたと。残ったのは、帳簿上はやはり800平米が残るんじゃないですか。だと合うと思うんですが、そこはどうなのでしょう。要するに実際にあったかどうかは別ですよ。そこはどうですか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。

今委員がご指摘のように、公社が買った際は登記簿面積で買いました。県の方に売却したときには、当然分筆という作業が必要になりますので、その分筆のために地積測量を行って売買面積部分を確定して、それで元地番から枝番をつけて分筆をして当然のことながら売却をしたという経過でございます。

私がこの前申し上げましたのは、開発公社の管理上の地積につきましては、あくまでも当初購入いたしました際の登記簿面積から売却面積

の実測分を差し引いていておりますので、今現在公社の方で所有していますその登記簿上の面積、これと合わないということでございます、実際に、平成17年度、今回ご提案申し上げております一般会計予算をご承認いただいて4月以降執行する段になれば、当然のことながら長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当しますので、改めて議会の方にご提案を申し上げるといふような作業が必要になってきます。

この際には、今現在登記簿の方に記載されている面積、これをもって長井市の方が購入をするということでの議案提案を考えさせていただいているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 登記簿謄本に書いてあるものと、それではあれですか、最初幾ら買ったかわかりませんが、……幾ら買ったかわからないなんて言っておれないですね。用地取得依頼申込書を、今野茂さんから土地開発公社の理事長金田俊夫さんに依頼した面積に基づいて買っているんですね。ここには面積書いてないのかな。地番がありますので、買っているんですね。すると、それはもちろん実測していませんからわからないですね。実際の面積はわからない、わからないものを一部県の方に買っていたわけですね。

すると、その残った分も含めて一般的には実測をするわけじゃないんですね。しないんですね。しないということは、帳簿上分筆したわけだから、ならば残った分もここで言っている5万9,216.84平米というのは、こっちが正しい数字とはちょっと考えられないですね、今の答えですと。

ならば、それよりも、幾らでしたっけ、それよりも1,108平米多い6万324平米。実際はどっちの面積が残っているんでしょうかね。実際は

どっちなんでしょう。どっちかが私正解だと思うんですね。実際はどうなんだろうね。考えられるとしてどうですか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、当初この土地を買いましたときの開発公社の管理上の地積につきましては、7万1,230.35平米というふうな記載がございます。一方、登記簿の方の、この長井市土地開発公社が購入したこの土地に対応する登記簿の面積を合計いたしますと7万1,229平米ということで、この段階でまず若干の差が出てきます。

先ほど申し上げましたように、実測して県の方に土地を売却した面積が、実測では1万2,013.51平米でありますけれども、この土地に対応するそれぞれの登記簿に記載されている地積は、合計しますと1万893.44平米ということでございます。先ほど申し上げましたように、今長井市の方でその県に売却した残りの土地、この部分の登記簿の合計面積を累計いたしますと、委員ご指摘のような6万324平米ということになるわけでございます。

何が正しいのかということのご指摘でありますけれども、私としては、今現在残っている開発公社所有の土地を実測するということが経費の面からいっても妥当ではないというふうにご考えているところであります、あくまでも登記簿に記載されている面積で処理をしたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 古い話ですから、土地を買うときというのは、一般に登記簿に書いてあるまんまで買うんでしょうかね。実測しないんですか。一般には、私はね、本当にその土地があるのかないのか実測して買うのが当たり前だと思うんですけれども、そういう場合に、土

地開発の今事務局なわけだから、どういうふうにしますか。今清算する段階ですから、改めて市の方から開発公社に対して土地の取得依頼が来た場合に、ちょっと山の中でわからないからはからないで登記簿に書いてある面積だけで買いますかと、こういうふうになりますか。そこはどうですか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 例えば今ご指摘のようにこれから出されるものにつきましてどうするかというふうなことであれば、近年の土地の売買実態等を勘案すれば、当然実測をしてということになるだろうと私は思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、過去、これは昭和53年のものなんですね。すると、このときには実測しないで買ったというふうになるんでしょうか。そういうふうには考えられますか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 ご指摘のとおり実測しないで買ったものと思われます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、買っていただいた分を分筆をしても、実際に残っている面積は、はかって、実測すれば費用がかかるから、だけれども実際は幾ら残っているかわからないと、こういうふうになりますね。帳簿的にはわかりますよ。だけれども幾らあるかわからない、これが正直なところでしょうか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 実測していませんので、実測面積はわからないということです。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今回のこの二つの事業、まず用地の取得事業と、あずまやをつくる事業を、用地取得するために借りなければいけないのであずまやを、まずちょっと事業をやっているかということなんですが、企画調整課長と

財政課長、現場を見てどこにどうしようかというふうに検討したんじゃないかと思われませんが、そこはどうですか。現場、私らも悪いけれども見たことない。道路から見える範囲はわかりますよ。だけれども、例えば県に売ったときには、県は境界ぐいを打ちますね。その境界ぐいなんて見たことももちろんないわけで、どうですか、そこ。今回の議案を検討するに当たって、去年雪のないうちから検討したんでしょうから、現場を見てどんなふうに思いますか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えします。

企画調整課長とは実際に現地で打ち合わせをしていますが、企画調整課の補佐と一緒に現地を踏査いたしまして、おおむね現地のこの辺ではどうなんだろうということのお話はしてきました。その結果、一般質問の際に申し上げましたように、現時点では伊佐沢の桜会の皆さんが植栽しておられる桜の付近ということで一応の合意を見たところであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長にお尋ねいたしますが、9,000万を超える土地を市が購入するんですね。当然、県に売った分はここからこらだというふうにくい確認したんだと思いますね。ただ、現在残っている地域の一番端の方というのはどこかわからないんだと思います。

買った中でまたぽつんと小島のように残っている、買っているところもあるんですね。恐らくその辺もどこがどういうふうになっているのか、大方確認したんだと思いますが、何かに使えそうなものでは私はないんだと思うんですね、遠くから見た段階では。市長、どんなふうに思われますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私も土地開発の全体を経営健全化対策をするということが認めていただいたときに、今残っているところどうだということで財

政課と一緒に現地を見て回りました。見て回りましたが、あそこはやはり山ですからね、これはやはり中までずっと入っていても、これはなかなか大変なんですね。しかも、現実に境界というのがどうなっているか。私自身も山を多少持っておりますし、それから不動産を扱ったこともあるものですから、山の場合にはなかなか境界ぐいをするなんていうこと自体がもはや、代々かわっていて、実際にやるとなったらまず、本当にその人が、もう確認できる人いないし、難しいんですよ。そういった事情があったんだらうなというふうに私は思ったところです。

ただ、今後ですね、なるべく私はこういう土地開発公社が先行取得するようなことはなくしたいなというふうに思っておりますが、もしどうしても市の方としてということになれば、それはちゃんと実測をしてしなければいけないなというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が思うに、実測しないで開発公社が土地を買うなんて私はあり得ないと思っているんですよ。当時見てたわけじゃないからわかりません。だけれども、帳簿だけで買うなんて絶対あり得ないと、幾ら小さな面積であろうと。

お互いに、だってね、買った部分についてはここからここまでだと確認しないで買う方も買う方だけれども売る方も売る方でしょう、やっぱり。そんなこと私は絶対あり得ないというふうに思うんですが、そうすると、残っている数字も帳簿で見たわけですから余りわからないですね。私も現場見てないのでわかりません。温泉掘りこの辺したんだというふうに、したところはこの辺だというのはわかっているからいいんですが、ただやはり、やぶの中を越えて見えてきたわけでも何でもないのでね。

ただやはり、私見てないから風評ですよ、こんな面積あるわけがないと、これが風評なんで

すよね。私も風評ですから本当かどうかわからないですよ。もうちょっとやはり、雪も解けてから、執行する前にですよ、実際、9,100万からのものを買い物をするときには現場をきちっと確認した上でないと、やはり私は難しいと思うんだね。その意味では、雪の一番多いことしななていうのは特に難しいと思うんですよ。所管の委員会としたってもちろん見には行ってないんでしょうね。私はやはり、4月にでも入れば、雪でも解ければね、ちょうど草丈が低い時期でありますから現場踏査できるんだと思います。

市長にお伺いしますが、早い時期に関係する人、通告に書いてあるような人たちがきちっと見て確認して、以前にやってきた執行というのはこういうところは問題あったぞということも含めてやはり確認してからにする必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは委員もご理解を今いただいていると思いますが、この土地は13年度から推進してきた土地開発公社経営健全化政策に基づくもので、13年度から17年度までやらなければいけないという、これ最終年度なんですね、17年度が。ですからそれを、これは実施させていただくということはぜひご理解をいただいて、なおしかし、今まで帳簿上でもあった林地の確認ですか、というようなことができるかどうかも皆さんにお聞きしながら、それは確認をする、いわゆる現地を確認するというようなことは努力をしてみたいというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 分筆するときというのは、県の方が買うときというのは必ずこういうふうにやりますね。1枚のものを、ここを必要なのでここを分筆するときには、ここまで全部測量するんですよ。ここまで全部するんです。その残地のところというのは、私はだか

らはかっているんじゃないかというふうに思うんですね。だから、境のものやなんかというのはそれぞれに、今あの周辺部、そういう形で調査しているところもありますけれども、普通は、ここを買おうとしたら、一つの地番であったらそこまでをずっと一緒にはかるんだと思います。ですから、結局、買ったけれども面積は正確には幾らあったかわからなかったでは私は納得を得られないんだと思います。

帳簿上ではこれだったと思うだけでは、またそのまま……、経営健全化計画に基づいて買うというのは私は賛成です。だけれども、残っている面積が幾らだったのかきちっと確認した上で、その上でやはり購入していくという手続を進めなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。市長が言っていることと何ら私違いませんから、執行に当たってはそういうふうにしていただければありがたいことだというふうに理解願いたいと思います。

次に移りますが、観光協会事業に対する質問の中で、一般質問でここは再質問する時間がなかった部分なのでお伺いするわけですが、最初に、こういう言葉が、ここに通告しているような「透明性がない」「どんぶり勘定だ」ということは、私は答弁した中で私のメモをもとに拾ったものです。3番目の「不明朗な実態がある」という項については、我妻議員に対して答弁していた中身からの言葉です。質疑した私のメモですから、しないことは多分書いていないと思いますので私はこの三つをここに書いたんですけれども、ここの部分しかメモがなかったものから、こういうものというのは、議論としてはこういう発言は適切なんだろうかと、いうふうに私思ったんですね。何か事実をとらえているのではないかなというふうにも感じたところなんです。

そこで、監査委員事務局長にお尋ねいたしますが、商工観光課が観光協会に仕事を委託しま

すね。委託契約しているわけですから、その事業の委託のあり方、またはどういう事務執行しているんだろうかということ、を商工観光課の方の監査をしていると思うんですね、毎年。その事務事業なんかに対しての指摘したものなんていうのは、観光協会についてです、何かありましたでしょうか。

大沼 久委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。
沼澤厚子監査委員事務局長 それではお答えいたします。

ただいまのご質問は、観光協会に対する委託業務について商工観光課に対して監査したかということの内容ということに理解いたします。

商工観光課に対する監査は、この間毎年実施しておりますが、この観光協会に対する委託業務に関する部分につきましては、平成14年度に実施しております商工観光課に対する定例監査におきまして、観光業務委託契約に関して、指摘ではございませんが、結果に付記いたしまして監査委員が留意するよう求めた事項はございました。

(「それは何ですか」の声あり)

沼澤厚子監査委員事務局長 その内容につきましては、当該契約書にはでございますが、業務報告書の提出に関する条項がございませんでしたので、業務の遂行状況ですとか完了を確認する上では報告書の提出は不可欠なものであると考えられますことから、提出に係る条項を設けるよう留意を求めるとともに、契約の起案に当たりましては随意契約の根拠ですとか、また仕様書等によって委託業務の内容を明確にしておかれるよう留意を求めたものでございます。以上です。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 商工観光課長にお伺いいたしますが、14年までは、すると業務報告などは提出していなかったということですね。それ以降は多分やっているんだと思いますが。

そこで、随契の根拠だとか、観光協会と随意契約しているわけですから、それについての根拠なんかも含めてその後は提出しているんでしょうか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 今、監査委員事務局長からございましたように、平成14年度の監査の際、留意事項ということいただきました。その中身に基ついて、それ以降、契約書の中身も内容も変更してまいりましたし、それに基づいて事業報告、各お祭りごとの事業報告といえますか、私どもで委託料の積算根拠としております中身に基ついて事業の実績報告をちょうだいしているところでございます。

随意契約等についての意見をいただいた分についても、15年度以降、その意見に基づきまして改善をしてまいりました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、事業報告は観光協会の方から丁寧にいただいているわけね、商工観光課については。そこで何か、私通告しているような、市長が答弁したような不明朗な実態などがあつたんでしょうか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 ただいま、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、委託事業の実績報告書をお祭りごとといえますか、積算の単位ごとにちょうだいしております。その事業報告書並びに決算書の中身について、ちょっとわかりにくい点が最初ございました。そういったところで、私どもの方の担当の方で観光協会の事務局とその内容についてお聞きするというふうなことで、改めて再提出をいただくというふうなこともありました。

(「それいつの事業」の声あり)

那須宗一商工観光課長 15年度についてもございましたし、16年度の事業についてもそういった、再提出といえますか、中身をもっとわかり

やすくというふうなことをお願いをした経過がございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そこは年度ごとの観光協会の監査委員が監査する前の仕事ですね、すると。そこはどうですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 観光協会の監査のやり方について私詳細は承知しておりませんが、通常の団体でございますと年度末に監査をされるのかなと思います。そういった意味では、私どもお祭りが、例えばつつじまつりとかあやめまつりといった単位で事業報告をいただいておりますので、観光協会の監事が目を通されたかどうかまでは承知しておりません。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 15年度事業でありますれば16年度の……、去年は5月の何日かに総会したと思います。それ以前に、観光協会の要するに総会前ですから、監査して、これは間違いないと、こういう判こを押したと思いますね。総会に出席する人は本当に少ないですけども、それを会員は報告を受けるんですよ。

すると、事業報告については、いわゆる総会に付すための監査をする前ですから、指摘をして、もっとわかりやすくしろというふうにして直したんですよ、わかりやすく。すると、不明朗な点というのは、そのときにはもう改善されたという意味でしょうか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 私どもの方でちょうだいしているのは、委託事業の中身ごとの事業の実績報告書と全体としての事業実績報告書をちょうだいしております。

先ほど申し上げたとおり、区分けの仕方とか事業の費目のとり方とかという部分で非常にわかりにくいというようなお話はして、中身を訂正いただいて報告いただいたというふうなこと

でございます。

(「だから直ったのか直らないのか」の声あり)

那須宗一商工観光課長 私どもでいただくのは、例えば全体の、1枚のものの事業実績報告書でございますので、その中身については私どもとさせていただいておりますので、納得していただいているというふうになります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 観光協会の監査もそういう意味ではそういう形でするんだと思うんですね。事業の報告をきちっともらって、その上で、任意団体ですから複数の監査する人がいて、事業報告があったり、そういう数字を並べてもらって間違っているところがないかどうかというのを全部監査するんだと思います。

すると、わかりにくい点は解消されたということだと思いますね、商工観光課としては。私はそういう手続を踏んでいるんだろうなというふうに思っているのでもちょっとこだわって質問したんですが、そこで市長お伺いしますが、それぞれのお金の出し入れをする組織というのは、それぞれのところに監査がいて、市の方であれば市の監査がいて、不明朗な点は改善しろというふうにしてするわけですね。いわゆる私に答弁した「透明性がない」「どんぶり勘定だ」、あと我妻議員に答弁した「不明朗な実態がある」ということというのは、何か市長は気づいたところあったからだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 まず申し上げたいと思いますが、その「不明朗な実態がある」というのを、私も「石橋をたたいて渡る」ということですから、テープを起こさせていただいて議会事務局にも調べていただきました。

これは、蒲生議員には「透明であってほしい」と。それから「どんぶり勘定的」という言

葉を使ったようであります。それから、我妻議員に対しても「公開で明朗にさせていただくように」というふうに申し上げたと思いますし、議会のテープを起こしましたけれども、そういうことはないということだと思いますので、私もそういうふうに申し上げたとは思っておりません。

なお、その「透明で」「どんぶり勘定的」ということについて言うと、委託事業の実績報告書と各祭りの決算書、これは商工観光課に提出していただいているわけですが、その内容について私もわかりにくい点があるから、ここはどうなんだ、ここはどうなんだというふうにご指摘をしたことがございます。その内容をお聞きした場合の説明も、実は要領も得なかったこともあるんです。それから、その報告についても何度か訂正をお願いしていたという実態もあるということでもありますので、今後ともやはりこの委託事業に係る実績報告書などについては透明性でわかりやすいものにしてほしいということは申し上げてきたつもりであります。そういう意味でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今市長が答弁した中身というのは、別にどんぶり勘定的ではないですね。透明性がないだとか、どんぶり勘定的だとかというのは、1対1で個人的にだとか、何かのパーティーのときに雑談的にだとか、そういうところでの発言だとまあその程度の答弁でいいんだと思います。

しかし、ここは議会の場ですからね。透明性がないということは不透明なことですから、または、「どんぶり勘定」と私は書いたけれども「どんぶり勘定的」というのもそうですから、とても大ざっぱでわかりにくいと、どんぶり勘定的だというふうに言ったというのは、事金に関することなんですね。金に関することなんで

す。これは極めてやはり、言葉で言うと、法律的な言葉で言うと、何ていうんだろう、背任行為的なところがあったというふうになるかどうか分かりませんが、または、わかりにくいところ、どこにこの金行ったんだと。どこに行ったんだと。こういうふうな疑念を持つというのは、そこがやはりはっきりしないとうまくないと思いますね。

この前の質疑の中でもう一つ私気になった言葉があったのは、こういうふうに観光協会の三役の人たち言ったけれども、どう言ってましたっけ、「引き延ばしを図った」と、こういうふうにも言っていると思いますね。これも正確にテープを起こすと違う言葉かもしれないけれども、「引き延ばしを図った」というふうに私のメモに書いてあったのでそうだと思いますが、一般にサロンのおしゃべりをする場での発言と議会の場での答弁というのは全く違う意味を持つと思うんです。今言ったように議事録の中に残りますし。ほかにもそういうふうなことを言っている人がいるんでしょうか。実際何かどんぶり勘定的なところを、数字が見つかったんですか。そこはどうでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは最初に報告を受けて後で直していただいたものなんです、最初に、例えばあやめ公園で中に出店なんかなさっている方の何%かは事業収入としていただきますね。そこはどこに出られておられるんですかと。それから、収入にマイナス1,039万なんていうのがあるけれども、これはどうなんですかというようなことは申し上げました。会長に申し上げました。三役いらっしゃる前でも申し上げました。

それで結局、事務局長の今野さんも担当でなければわからないからということで、担当に電話であれしたら、そういったお話をされるわけですよ、収入にマイナス1,039万。いただくも

のはいただいて収入にして、出すものは出すというふうにさせていただくのがこれは普通の経理ではないですかというふうに、私はそれはそのときは申し上げました。それは、会長も初め、いややっぱりそう言われればそうだなと。そういうところでいうと、私も目の届かないところもあったから、じゃあなお、ということで提出し直していただいたというようなところがありますが、これはやはり現実に三役の皆さんの前でも私は確かめたことなんです。

ですから、それはやはりわかりやすいように、収入は収入で、消費したのは消費したので、買ったものは買ったものでというふうに出していただいた方がいいぞというご指摘をしたと。それはやはり、多少やはりわかりにくいという事実じゃないかなというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 いつの時点でその1,039万マイナスになっているというのを指摘されたんですか。また、それを三役の方が聞いて、今、今野君という名前出ましたからだけでも、何らかの方法で調べて、改善されなかったんですか、したんですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 この最初の報告書でこういうのが出てきたので、これはやはり私も担当課に聞いて、その担当者に聞いて、やはりこれは改善していただいた方がいいぞということで、改善していただいたものを出していただいたと思いますが、最初はこうだったというのは、事実、全体として最初に、これ16年度のあやめまつりですね、それもったのがあるんですよ、やはり。

ですから、その担当者しか知らないとか、1人の方がずっと長くしておられると、やはりそういうのは余りいいことではないなとも思ったんですが、やはりそうではないように、わかりやすく明朗にさせていただいた方がいいぞという

ことはこの間申し上げてきたということであり
ます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 事業の報告ですから、
監査も何も受けていない、中間的な報告だと思
いますね。先ほど商工観光課長と議論していた
15年度事業のところもそうですけれども。指摘
するところは指摘したと。それなりに改善され
て、15年度の決算は昨年5月に承認されてい
るんだと思いますね。

16年度のその事業の部分というのは、事業の
経過の中でこういうふうにした方がわかりやす
いよと指摘されたものというのは、今度の総会
の中でそれがきちっとなっかけてかけられると、こ
ういう段取りになるはずだというふうに思うん
です。

その意味では……、といっても、今のよう
な観光協会の三役が辞任したいというようなこ
とはなかなか私は直接的に結びつかないん
です。ましていわんや、役員、この前の新聞見
ると何て書いてありましたっけ、事務局をスリ
ム化し効率的な運営ができ、経理事務の透明性
が確保できる。「透明性が確保できる」です
ね。これまではできなかったということになる
んだとも思うんです。役員体制、NPO関係者
や女性を含め民間が総結集できる体制にして
ほしいとしています。役員なんかについては、
市の方が中心に今後選ばれていくんじゃない
かというふうに書かれてあるわけなんです
けれども、観光協会の役員というのは、市
の執行部の中にそんな権限はないように
思うんですが、市長どうでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 そうですね、1月かな、1
月ぐらいかな、商工観光課長。私も商工
観光課長も入ったり、それから直接会長
とだけお話ししたときには、役員体制等
についても引き続きご協力をいただきた
いと。だけれども、若い人たち

やNPOの皆さんや、それから女性の皆さん
も大いに参加できるようにしてほしいもの
だと、そういうふうに申し上げただけ
であります、私は。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 いわゆる不明朗な
ところを直しても余り勘弁ならんとい
うことになるのかもしれませんが、でも、
これまでやってきたものを、そういう
ところ……、不明朗なところは直して
いこうとする努力をしているんだと思
いますね。だけれどもそこをどんぶり勘
定的だと言われて、これはやはり「こ
んなならしてられない」というふう
になるのは、これは対人間ですから。

だけれども、辞任を言っているわけ
だけれども、市の方にそういうふう
に役員を選んでいくような権限は私
はないように思うんです。任意団体
ですから。総会場で会員の総意で
理事を選んでいくという、たしか
そういうふうな規約上なっている
んじゃないですかね。その理事
の中から互選で観光協会長や
その他の、専務と呼ぶんでしょう
か副会長と呼ぶんでしょうか、
選んでいくと。こういうふう
になっていると思うので、私
らも会員ですけれども、私
らは理事を選ぶまでしか必要
ないんです。あとは選ば
れてきた人たちで拍手して
承認していくという格好
なんでしょうけれども、その
三役の人事の部分という
のはもちろん市長にも
ないですし市にもない
ように思うんです
けれども、そこ
どうなふうに
考えますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は、ご希望は常に
やはり総予算の8割ほどをお願い
している立場からしっかりとご
指摘をしなければいけないと思
っておりますし、意見は申し上げ
ているつもりです。

私も特別会員の、会員の一人
ですからね。そういった意味
では、もちろん会で、全体
でお決めになることだと
私は思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今市長が言ったとおりで、任意団体ですからその団体の決定でしかないんだと思います。

いろいろ議論になったことは新聞に結構詳しく書かれていましたので、どういうふうになっていくかというのは私もわかりませんが、会員それぞれは、会員になるかならないかというのはそれぞれの個人の問題ですからそこまでは触れるつもりもございませんし、少なくとも長い時間かけて育てるときには市が中心になって育てたんだと思います、この組織は。町などの観光協会長は首長が担っているところなんか結構ありますしね。そういう意味では、任意団体として独立してきたというのはとてもいい組織だなというふうには私は思っているんですね。

ただやはり、こういうようなことというのは、一番最初のところにもう1回戻りますが、商工観光課長にこの件はあと1点だけお聞かせ願います。

私、事務局体制についての考え方について、商工観光課長の答弁では商工会議所事務所フロアに移転するというふうにごで言い切っているんですね、では。これは商工会議所の方と先に話を詰めていたかないかということについて、話をしておりますと、こういうふうにご一般質問で答えたんですね。とっても信じられない。市の責任で文書をつくるときには、内定しないものを絶対書かないですよ、文字にしないでですよ。本当にしてないんですか、これは、このことを。商工会議所のだれかと。事務局でも何でも。要するに、あなたの、母屋かひさしかわからないけれども、そこに任意団体を置くぞというふうにご書いている文章ですよ。内定しないでそこ書けたんでしょか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 その文書につきましては、市としてのその時点の考え方を書いたもの

でございます、当然、先ほどから蒲生委員おっしゃるように、観光協会についても任意団体でございますし商工会議所も独立した団体でございます。そういった中で、事前にそれぞれ私どもで調整してからということではなくて、あくまでも市としてのその時点の考え方を取りまとめたものだというふうにご理解いただきたいと思ひます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういう文書を公開したということになりますね、市の考え方を。そんなことあり得ないんじゃないですか。随分問題だと思ひますよ。市の考え方だからどうごいうふうにご書いてもいいと。内部で検討会して、例えば市長と2人ででもいいですね、2人でごいうふうにしたらどうだろうか、市長どうだと。ごいうふうにご意見交換するのは私はあると思ひますよ。これがご一般に公開された文書ですよ。話つかないでこんな文書外に出せませんか。私らもらったのは、多分1月の末か2月ごろだと思ひます。コピーのコピーですから、だと思ひます。産建協議会あたり開いたときでしごうかね、いつごろ渡したかわかりませんが、遅くともことしになってからは、1月ごろには多分手にしたんだと思ひますね。その文書が、話つかないでごいてこんな文書出せませんか。我々に出したのは、じゃあこの文書、市長確認してないですか。してもらったでしごう。この文書は観光協会の役員の方にはあてなかったんですか。ごうですか。渡したとすればいつ渡したんですか。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 文書の作成の経緯から申し上げますと、昨年の10月に観光協会長と市長が会談をいたしました。その際、観光協会長から観光協会の事務局体制についての市の考え方を教えてほしいごいうふうなことがありまして、市長から口頭で申し上げた次第でございます

す。その後、会長からは、市の考え方は、了解したという意味ではなくて、わかったので、文書という形をとってもらえないかと。そうしないと三役会で説明するのは難しいというふうなお願いがございました。

そういった過程の中で、まず今回の考え方という文書についてはあくまでも三役会での中の協議の資料として作成させていただいたものでございまして、私どもとしては、観光協会の方で意向として了というふうにといいますか、方向としていいというふうになれば、改めて商工会議所さんとも話をしなければならないなというふうな考え方を持ってまとめたものでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 要するに任意団体の長にあてた文書なんですよ。あて名何も書いてないけれどもという前置きして質問したんですよ、一般質問では。だけれども、どう考えてもこの文書をつくるのに商工会議所と先に話詰めなければ、人の母屋なりひさしを借りる話ですから、黙って借りられないでしょう。任意団体が、任意団体の組織で、ここのフロア、おまえのところいいところあるから使うぞと。相手が了解しないうちに文書化できるわけない、絶対できないと。これ公の文書ですからね。産建委員会の協議会に提出した文書だと思いますよ。とってもうそくさい話ですが、当然、商工会議所との話し合いはもうついているものと理解するしか方法がないんですよ、私らには。協議会でどういう話したか知りませんよ、そんな、私らは。

あと6分ぐらいですね。ややそれぐらいしかありませんので、次の項も商工観光課長。

(「議事進行」の声あり)

大沼 久委員長 10番、渋谷佐輔委員。

渋谷佐輔委員 蒲生委員の先ほどの東山開発事業用地購入費執行について若干協議したい点が

ありますので、議会運営委員会を開かせていただきたい。暫時休憩をお願いします。

大沼 久委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時30分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

初めに、渋谷佐輔議会運営委員長の発言を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長 休憩時間中に協議された内容についてご報告申し上げます。

前半、蒲生吉夫委員の質問、東山開発事業用地購入費の執行について協議いたしました。その中で、執行に当たっては境界の確認及び面積の確定をまず行っていただくこと、さらに、あずまやの建設については、仕様書または具体的計画を明確に示していただき、所管の委員会に説明の後、契約あるいは規則に基づいて執行されるよう議会運営委員会では求めるということを確認させていただきました。

補足することがあれば市長よりお願いします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 当該土地の境界確認につきましては、隣接地権者の立ち会いを実施するように努め、面積につきましても把握できるように努力をいたします。

また、あずまや建設の着工につきましても、着工前に所管の委員会に概要をお示しした上で実施するようにしたいと思います。以上です。

大沼 久委員長 それでは、蒲生吉夫委員の質疑を続行いたします。

なお、蒲生委員の持ち時間は10分でありますのでお願いいたします。

17番 蒲生吉夫委員 時間を守って手際よくご質問を申し上げたいと思います。

3番目の項に入りますが、地場産業振興セン

ターの財政や事業の自立計画をという、このとおりにもまず答えていただければありがたいんですが、ちなみになぜそういうふうに言うかといいますと、運営費の補助金の部分であります。建設費は淡々と建設費として使ってきたわけですし、事業費についてもそれぞれの事業に使われてきたわけですけれども、問題は、平成元年からずっと平成16年度まで運営費補助金として出してきた額がございますね。そのトータルですが6億3,571万3,000余ですね、資料によりますと。この部分で一番高かったのが平成2年に9,200万です。一番低いところが平成9年で2,138万6,000円です。

問題は、これまでの議論の中で、私の方からTASの検討委員会を立ち上げたらいいんじゃないかということの提言なんかもして、その後、活性化委員会を立ち上げて質疑しましたね。それに基づいて報告書が出ましたね。きょうしばらくぶりで引き出しから出してきたんですけれども、問題なのは、このときに質疑しているんです。具体性に欠けると。これでは改善改革になっていかないぞというように指摘している。ざっと言うところこんなことを質疑しているんですね。

ただ、この中にこういうふうに言っているんです。運営改善方針では唯一はっきり言っていたところが、当該業務のTASパークホテルへの委託を検討すると、こういうふうに答えているんです。この間ずっと、私もその方向で進めていると思うんですが、どこまで検討されてきたか、具体的な日程なども予定しているのかどうか、まずお聞かせください。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 お答えを申し上げます。

確かにTASの検討会の報告書の中では一体的な運営をしていくべきだという提言がございます。私どもの方でも、やはり施設利用に係る部分についていいますと、管理運営の一体化・

一元化が必要だというような認識は持っているところでございます。地場産センターといたしましても、センターの施設部分につきましてホテル側に委託するというふうなことも考えているところでございますが、相手側のこともありましてなかなか現実的に進んでいないのが現状でございます。

平成17年度以降に改めて協議の場を設定いたしまして、どのような形だと委託が可能かという点を考えてもらいたいというふうに思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 あと、その議論の中で私さまさまざまなことを提案しているんですよ。この中で、10代だとか20代だとか30代だとかそういう若い人の力をかりたいんじゃないかと。そういう人の意見をやはり取り入れて、どうやって使っていくか。使っていくかですね。もう検討する必要あるんじゃないかということについては何と答えていたか余りわかりませんが、多分、検討委員会の中に商工観光課長も入っているわけだから、その中でそういった意見があったことを報告して検討を進めていくと、こういう言い方だったと思います。

私は常々言っているのは、あの物産館のスペースがとてももったいない。今行って買えるものというのはほとんどないんです、あそこは。注文販売に近いですね。その意味では別にあの広さを持っておく必要は私はないというふうに前から思っていて、ロビーの一角でも私は十分その機能を果たせるんだと思います。

その意味では、毎年3,000万とか3,500万ずつ運営費補助金として補助しているわけで、体が大きいですからランニングコストも多くかかるんだと思います。しかし、あそこの物産館のところを例えば6区画ぐらいに区切って、例えばレインボープランでつくった野菜などをふんだんに使った食い物屋さんとか、そういう使い

方をしていく分には、多分補助金の要綱には私は触れないでクリアできるんじゃないかという気がするんです。

仮にですよ、1億円使ってあそこを改装したとしたって、3年間分の補助金ですから言ってみれば安いものですよ。1億円という大きいですけども、だけれども3年補助を続けていけばそうですから。その意味では、私は待たなしてやはりそこは自立計画を進めていかなければいけないというふうに思っているんですね。

これは初めて言っているんじゃないですからね。もう何年も前からこのことを言っているわけですから、具体的にどういう時期までどうしていくかというふうなことなんかも話されたんだかどうかという部分についてお聞かせください。

大沼 久委員長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 お答え申し上げます。

2階の物産館を1階に移したらどうかというご意見については、蒲生委員から何度かご意見としてちょうだいしております。私どもも一つの選択肢として検討はいたしました。

ただ、2階の物産館の部分については給排水設備がございません。そういった形で、例えば飲食店というふうな利用についてするとすれば、その部分から全部見直しをかけて改装しなければならないというふうなことがございます。あともう1点といたしまして、空調設備が、あのスペースと一体的に空調設備がなっておりまして、その部分も全面的に見直しをかけなければならないというふうな2点がございまして、あともう一つは、収益性というふうな部分を考えますとなかなか難しいのかなということで、実際に踏み切るまでにはいかなかったという部分がございます。

物産館については、何とかもっと販売機能を強化するというふうなことで、できる限り運営費補助金をちょうだいしなくとも済むような形

で何とか進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、ホテルの側ではブライダルの展示場といったスペースでお借りできないかというふうな希望もありますので、そういった面も含めまして2階の物産館利用については再度検討はさせていただきたいというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 具体的な面としては、ブライダルの展示場。だけれどもあの全部は要らないですからね。有効に使うようお願いしたい。

あと時間がないようでありますのでこれで終わります。

販売機能だけを検討していくというのは、これは従来のパターンですから。若い人の考え方が違いますよ。映画館、1階もどこもないじゃないですかと。映画見られるスペース、ほかの会議室ですけどもね、つくってもらえないかという声も聞こえてきたことありますよ。

だからやはり自分らの考えだけでなく、これからこの地域で生きていこうとする人のやはり意見を大事にしていくというのは、私はあのTASを自立させていく、活性化していくというかなめになるのではないかというふうに思いますので、これ以降もうちょっと頑張って検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は、通告しております「図書館づくりはまちづくり」というテーマを設けまして数点にわたって質問をいたしたいと思います。

質問に入ります前に、もちろんこのたびの図書館運営についての体制の変更にかかわる問題であります。これにかかわって、一体行政運営はどういうふうにあるべきなのかというふうな考え方について、私どもの党でも一定の政策